

令和5年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程第3号

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作	13番 小松栄治
14番 本間輝男	15番 佐藤育男	16番 山谷喜元
17番 石塚 柏	18番 高橋敏英	19番 橋村 誠
20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男	22番 大山利吉
23番 鎌田 正	24番 後藤 健	

欠席議員（1人）

10番 古谷武美

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舛谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	谷口藤美	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 辺 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	伊 藤 優 俊	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	今 久	教 育 委 員 会 事 務 局 長	築 地 高
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐 々 木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小 山 田 竜 司		

午前10時 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は10番古谷武美議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。日本共産党の佐藤文子です。

最初に、インボイス制度について伺います。

政府は、今年10月から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の実施を予定しております。これまでは免税事業者だった零細な事業者やフリーランスで働く人たちが、インボイス発行のために課税事業者となることを余儀なくされ、経済的にも事務的にも多大な負担を受けることになるということです。全国では513万もの

個人事業者や企業に影響があると調査もあります。

こうした制度であることが明らかになるにつれて、中止や延期を求める声が大きく広がり、与党も政府もその声を無視できなくなりました。また、インボイス発行事業者の登録件数が伸び悩んでいることもあり、23年度税制改正大綱では、インボイス制度への移行を円滑にするため、事業者の負担軽減措置が盛り込まれました。

しかし、負担軽減措置の3年の間は納税額が軽減されたとしても、その後の税負担には耐えられない小規模事業者は廃業に追い込まれるものと考えられます。

現在、多くの免税事業者の方々は、取引先から課税事業者になるよう圧力をかけられ、悩んでいるというような話も伺っております。

市内には卸売業や小売店、飲食業などのたくさんの事業があり、これらと取引のある業者や農家、フリーランスの方などおりますが、インボイス制度では免税業者だけじゃなく、免税業者と取引をしている課税業者の側にも大変な負担となることが知られております。

政府はここまでしてインボイス制度に執着するのではなく、きっぱりと問題の多いインボイス制度は廃止するべきだと考えます。これへの見解を伺うとともに、現在のインボイスの申請状況、免税業者、個人は市内にどれだけいるのか、差し支えなければ影響をどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります「インボイス制度」に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 谷口市民部長。

○市民部長（谷口藤美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、質問のインボイス制度に対する市の見解につきましては、議員ご指摘のとおり、免税事業者から課税事業者になることで消費税を納めなければならない負担や、そのための申告手続きなどの負担が考えられます。

しかしながら、消費税の軽減税率が導入され、仕入れ税額の中に8パーセントのものと10パーセントのものが混在する複数税率の下、この制度は、売り手と買い手の消費税額を正確に把握し、適正な納税を行うために必要なものであるというふうに考えております。そのような認識の下に、大曲税務署主催の個人事業主を対象とした研修会の開催に市も協力しております。また、大曲商工会議所や大仙市商工会においても、インボ

イス制度の研修会を開催し、制度の周知に努めているところであります。

次に、申請状況、免税業者等の数につきましては、国税庁で大仙市の数字を公表していないためにお答えすることができません。

なお、市内の事業者数につきましては、令和3年度に法人市民税の納付があった法人数が1,896法人、個人事業主は令和3年分の所得申告で、営業、それから農業所得での件数、延べ件数になりますが約8千件というふうになっております。

また、免税事業者が課税事業者になることによる影響の程度につきましては、現時点ではちょっと推測できないため、今後注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） インボイス制度、現状については、なかなか公表もされておられませんので、詳しく教えていただくことはできないようで、まずその影響についても同様というふうなことのようではありますが、課税売り上げからみなし仕入れ割合というふうなものを掛けて納税額を決める簡易課税制度を選択した小規模事業者、例えば売り上げが700万円で、みなし仕入れ割合50パーセントの事業者の消費税の納税額は35万円というふうになるようであります。そういう意味では、免税事業者だった方が700万円の売り上げで消費税、新たに35万円を納めなきゃいけない。3年間については、その軽減措置として売上税の70万円に対する2割というふうなことで14万円の納税でよくなるわけですが、これも結局は3年限りの措置というふうなことで、いずれそれが過ぎれば35万も消費税を納めなきゃならない、そういうことで免税業者がものすごいやっぱり負担を感じているというのが実態だと思います。そういう意味では、このような状況というふうなものは、小規模事業者の経営状況等を鑑みれば、このインボイス制度というふうなものは、この業者の営業継続を阻んでしまうものにならないかと大変私は心配しているものでありまして、全国でもインボイス制度中止せよというような声が相当大きくなっておりますので、是非とも市としても、この市民の小規模事業者の営業をしっかりと守る立場から、国に対してインボイス制度というふうなものは中止すべきではないかというようなことを提案していくというのも、市の立場ではないかなというふうなことで、これに対して市長の見解をね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

正しい消費税の納税額を算出するためにですね、必要な制度だというふうな認識であります。そうしたことから、市民部長が申しあげましたとおりの考え方で、説明会にですね、市も協力しているという形になるわけでありまして。いろいろな、当初から簡易課税制度についてもですね、問題があるということは指摘されておったところであります。今回こうした形で、正しい消費税額をですね、消費税の納税額を算出するために必要な制度だということをご理解をしていただきたいというふうに思いますし、まず、売り手と買い手のね、そうしたやり取りが記録されるということで、かなりのその取引の精度がね、向上するというようなメリット、それから、恐らく買い手が支払い期限を守ることが求められているということでもありますので、支払い遅延も軽減されると。それから、税務上の処理が簡素化されると、納税義務者の負担が軽減されると、こうしたメリットもね、あるというふうに理解しておりますので、そうした意味で、まずは10月からの導入ということで、そうした状況を、何と申しますか注意して見ていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、新型コロナ対策についてお尋ねいたします。

政府は、新型コロナを5類に引き下げることと併せ、検査や治療への公的支援を後退させようとしております。

第8波では医療崩壊、高齢者施設でのクラスターの多発、救急搬送の困難など、第7波で大問題になったことが、より深刻な形で繰り返されました。

全国の感染状況から、感染者数に対する死亡者の割合を調べてみましたところ、秋田県は0.29で全国4番目に高い状況にありました。最も低いのは新潟県で0.09であります。約20倍、30倍近くもの差があるわけです。

早期発見や必要な入院、療養の受け入れ体制はどうなっているのかが気になるところであり、調べてみますと、人口10万人に対する一般病院の数、そして一般診療所は、秋田県は新潟県よりも高いのでありますが、一般病院の数と一般病院の病床数では新潟県は病院が105、病床が1万6,736床に対して、秋田県は病院50、病床が

8, 502床と、秋田県が新潟県の約半分であるのです。診療所の数も新潟は1,653施設、秋田は805施設と、これらも新潟の半分であります。

これらをもって新潟は体制が良く、秋田は悪いというふうなつもりはありません。しかし、感染症対策としては、早期発見のための検査や早期診療体制、重症化・死亡を抑制する医療体制はどうあるべきかというふうなことをデータが教えてくれたようにも思います。

5類に引き下げたからといって収束したわけではありません。変異を繰り返し、感染者や死亡者が増加するという体験を通じて、住民の命と健康を守る施設の強化や拡充が求められていると思います。

次のような対策が必要ではないかということで、6点を述べたいと思います。

一つには、新型コロナウイルスの検査、治療、予防接種の公費負担を継続すること。

二つには、発熱患者を検査し、診察する外来診療体制を拡充すること。

三つには、予防接種を実施する医療機関の体制強化を図ること。

四つには、入院や救急搬送の体制の拡充を図ること。

五つには、高齢者施設入所者を感染や、また、重症化から守る対策の抜本的強化を図ること。

六つには、今、秋田県が地域医療構想の名で公立病院や公的病院の統廃合や病床削減を進めようとしております。大仙市管内では、この適用病院はないといわれております。こうした地域医療構想で統廃合や病床削減というのは、これは中止すべきではないかということを県にしっかり市としても申し入れていただきたいというふうに思うものであります。

以上、見解を求めます。

以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「新型コロナウイルス対策」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願います。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、新型コロナウイルス対策についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法における位置付けを季節性インフルエンザと同じ5類に移行することになっております。新聞報道等によりますと、国では、現在無料となっている新型コロナウイルスの検査や外来診療の費用について、5類移行後は患者に負担を求める方向で検討しているようであります。一方、入院費などにつきましては、当面の間、公費による支援を行うなどとし、今後調整した上で方針をまとめるようであります。

なお、患者の受け入れにつきましては、これまでの発熱外来や指定医療機関から、幅広い医療機関が診療に対応する体制へと移行する方針が示されております。また、予防接種につきましては、現行の特例臨時接種の期間を延長し、公費負担による接種が継続されることとなっております。

こうしたことから、市といたしましては、今後も、市民が不安を感じることはないように、国や県の新型コロナウイルス感染症に係る施策等を注視しながら適切な対応を行ってまいります。

救急搬送につきましては、新型コロナウイルス感染者数が増加した際には、県主導の下、医療機関の受け入れ体制や調整を行ったことにより、大きな問題はなく対応できていたものと捉えております。

高齢者施設等におきましても、県が実施主体となり、施設職員や発熱などの症状がある入所者等を対象に、週2回程度、抗原検査キットによる検査が昨年11月から実施されております。

また、市といたしましては、これまでマスクの配布などを行っておりますが、引き続き、感染状況に応じた必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、秋田県の医療構想につきましては、病床の削減や統廃合を前提としたものではなく、地域の実情を踏まえて県が取り組みを進めることになっております。大仙・仙北二次医療圏におきましても、少子高齢化を踏まえた中長期的な医療ニーズ構想の策定が必要となることから、大曲仙北医師会と情報共有しながら体制整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 季節性インフルエンザと同等の取り扱いとなるというふうなことが

ら、2点だけちょっとお聞きしたいと思います。

答弁にも述べられたように、高額治療や予防接種については、まず公費で負担するというようなことが述べられましたけど、9月までというような報道もありまして、一体その後どうなるのかというのがやっぱり心配なわけであります。感染予防と感染しても重症化しないための予防接種というなのは、これは推奨する必要もありますし、接種費用は高額でありますので、これ、市民の負担軽減のための助成というふうなものを、これは検討していくべきではないかなというふうなこと、思います。

また、重症化を抑制する治療薬というふうなものも、期を逸することなく使用することが望まれるようですので、これも大変10万円弱と高額であり、保険対応だけでは患者の負担が大変大きいわけであります。そういう意味では、この高額な治療薬に対する公費助成というふうなものも、やっぱりあって然るべきではないかというふうに思います。

2点目は、病床逼迫^{ひっぱく}という事態が今後起きないという保証はありません。そういう意味では、病院、診療所との連携の協力の下で感染状況、外来・入院患者の状況、治療体制の調整等、この市の役割、そこに関係する市の役割というのは大きくなっていくのではないかと思います、その点はどのようにお考えでしょうか。

以上2点をお聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

今後の市における助成制度を検討したらということでもありますけども、現在いろいろな制度につきまして国が検討されておりますが、まだ正式な対応方針が示されていないことから、市では検討結果や様々な情報を収集しまして、大曲仙北医師会や関係機関と協議を行い、市民への周知や可能な対応策等々を、できるだけスピーディーに行ってまいりたいと現在は考えております。

具体的な助成制度がどうのこうのというのは、今後検討させていただきたいと思えます。何とぞご理解くださるよう、よろしく申し上げます。

それから、市の役割ということで、病床、医療体制についてでございますけども、現在、県では令和6年度から11年度までを計画期間とする第8次医療計画の策定に併せまして、地域医療構想の取り組みの見直しを行っているところであります。地域の実情に応じた施策展開、それから質の高い医療提供や効率化を図る観点、それから、持続可

能な医療体制を確保していく立場から、各分野の関係者が意見を出し合いまして対応方針の策定や検証、あるいは見直し等について検討しているところであります。それに、そうしたところの専門分野の話し合いの結果を見ましてですね、市としてできることがあればですけども、それについて今後検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 5類に引き下げた後のコロナ対策、医療体制の問題で、これまでは県が全部やってきたわけでありましてけれども、市の方は予防接種だとかそういうふうな面での対応をしてきたわけですがけれども、しっかりと早期発見につながるように、まず症状のある方が素早く診療を受けられているのかとか、また、症状が、入院の必要な人がしっかりと入院できる体制が整えられているのか、医療の逼迫はないのかといったような状況について、一切これからは市の方はこれについては関わる必要はないというようなことなのでしょうか。それを県や、また、医師会、あるいは県や保健所等との連携・協力というふうな関係性は生まれてくるのではないかと思います。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

健康福祉部長も最初の答弁で申し上げましたけれども、市民の皆さんが不安を感じる事のないような、そうした対応をしていきたいということで、まずは国、それから県がどういった考え方でこれに対応する予定なのか、また、役割はどういった役割になるのか、国・県・市の役割、そうしたものを見極めてですね、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 最後に、国保税の子ども均等割の廃止、条例減免で減免するよう求めて質問いたします。

私は、国保税の子ども均等割の廃止や減免を求めて、これまでも再三質問させていただきました。国保税の平等割、均等割という逆進性の強い課税システムが高すぎる国保税をもたらす要因であることや、所得のない子どもからも均等割を徴収し、子どもの多

い世帯ほど保険税が高額となることから、国保税世帯の負担軽減として、また、子育て支援の立場から取り組んできたところでありました。

これへの市の答弁は、一貫して国の制度としての実施が望ましいとし、令和4年度から始まった未就学児の均等割2分の1軽減では不十分であり、国に働き掛けていきたいとのことでありました。

今の国保制度が始まった62年前の1961年、首相の諮問機関である社会保障制度審議会は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料負担に事業主負担がないことなどのために、どうしても相当額の国庫負担が必要であるということを勧告しております。しかし、自民党政権は、1984年の法改定で国保への定率国庫負担を、それまでの総医療費掛ける45パーセントから、総医療費掛ける38.5パーセントに削減したのを皮切りに、国保負担をどんどん抑制し続けてまいりました。

また、国保加入世帯は、1960年代は農林水産業者と自営業で合わせて7割占めていたものが、2020年度には年金生活者などの無職者と非正規労働者などの被用者で合わせて8割弱となっており、加入者の貧困化が深刻になってきております。

さらに、国保加入者の多数が年金生活の高齢者であったり、現役世代でも病気で仕事を辞めざるを得なくなった時に加入するのが国保であることなどもあり、神経系の疾患や精神及び行動の障がいなどで受診する人の割合が、国保は健保の数倍になっているなど、国保の医療給付費は年々増加してきております。

このように、国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体に進む中で、国保税の高騰が止まらなくなっているのであります。

日本共産党は、1980年代以来、国政でも地方政治でも国保の改善に取り組んでまいりましたが、この4月に行われる統一地方選挙でも、自治体による国保税の引き下げ、減免の推進を掲げるとともに、公費1兆円投入による国保税の抜本的な引き下げと均等割、平等割の廃止など、国保制度の改革目指して奮闘しているところでございます。

さて、子どもの均等割を減額、免除する自治体の独自の取り組みは、2010年代後半から全国で始まり、全商連調査では18県29自治体で実施しております。その多くが国保法の第77条、あるいは地方税法717条を適用させたものとして減免を実施しているとのことでもあります。

国保法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて、その国保税を減免できることを規定しております。これを

条例減免というのだそうであります。何を特別な事情とみなすかについては、政令や省令の定めはなく、自治体首長に裁量が委ねられているようです。条例減免による子どもの均等割減免は「子どもがいること」を特別な事情として扱うことで実行されているようであります。秋田県の人口減少率、少子化率は全国一高く、婚姻率と出生率は全国一低い、また、全世帯に占める販売農家数の割合は全国一の高さを保っているものの、国の農政と高齢化が相まって、平成27年から令和2年の5カ年の販売農家数の減少は全国一高いのが秋田県であります。また、最低賃金は沖縄に次いで全国最低から2番目の状況に置かれています。こうした状況は危機的であり、深刻に捉えなければならないと考えます。

若者が定着し、安定した生活を送れる収入の保証なくして人口問題や少子化問題、農業問題は解決しないであろうと思います。しかし、せめて高すぎる国保税の要因の一つとなっている均等割については、子どもがいることを特別な事情として捉え、是非とも減免するよう求めるものであります。これへの見解をお聞きします。

- 議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告であります「国保税子ども均等割の減免」に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 谷口市民部長。
- 市民部長（谷口藤美） 質問の、国保税子ども均等割の18歳年度末までの減免についてお答え申し上げます。

未就学児の均等割保険税の軽減につきましては、令和4年4月1日から、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点で、多子世帯、子どもが多い世帯や低所得者世帯だけといったような制限をかけずに、全国一律の制度として5割軽減されております。

また、国保税の税率につきましても、大仙市では平成21年度に改定して以来、13年間にわたり据え置きとしておりまして、被保険者の負担増とならないように努めてきたところでございます。

議員ご指摘の「子どもがいる世帯だけ」を「特別な事情」と認めて減免を行うことにつきましては、その負担をほかの被保険者に求めることとなります。また、一般会計からの繰り入れとなれば、市全体で負わなければなりません。年々被保険者が減少することを踏まえまして、税収の減少も見込まれ、財源不足の懸念もあることから、将来的に

税率の引き上げ等による被保険者の負担増とならないように、より安定した財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

市といたしましては、これまでと同様なお答えになるわけですがけれども、子どもの均等割減免は、国の制度としての実施が望ましいというふうに考えておりまして、引き続き、市長会等を通して、軽減割合と対象年齢のさらなる制度拡充を国に働き掛けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 秋田県の農業国、これを後継者をしっかり育てて、そして農業をしっかりと続けていける県、そういうふうな意味からしますと、今の国による農政、そして秋田県の高齢化、こういった問題が大変今後の秋田県農業はどうなるのかという、大変心配しているところであります。

少子化、高齢化や出生率低下、婚姻率低下、農業人口減少というのは、これは日本の抱える問題でもありますが、とりわけ秋田県にこれが縮図となって表れていると私は思っています。若者が定着して安心して結婚して子どもを生み育てられることと、農業に取り組む若者が増えて、農業で子育て、そして暮らしも成り立つこと、これらを阻んでいる根本問題の解決に取り組むことこそ、今、秋田県に最も求められているのではないかというふうに思います。最低賃金を上げたり、地元雇用者を増やし、職場への支援をしたり、市場任せで価格下落での農産物に価格補償を取り入れ、地産地消を推進するなど、もう今、国がやらなくても自治体に取り組まなければならない、そういう差し迫った状態にあるのが秋田県ではないかというふうに私は思うんです。とりわけ農業の後継者不足というふうなのが深刻なわけですから、国保税というふうなのは事業者負担がありませんので、均等割や平等割が課せられているために、ほかの健康保険とも比べても2倍近い保険料になっていると。米の値段は上がらない、農産物価格は下がる、農家の収入が全然ない、ここにどうして農業の後継者をしっかり育成できるのかというふうなことを考える、そういうふうに思いますと、この一部の、子どもがいるというふうなことが一部だというふうに言いますけれども農業で生計を立てている、後継者となっている若者の皆さん、子どもを生み育て、農業と農村を守っていく、その支えになっている

若者を支えるというふうな、そういう立場に立って考えていただきたい問題だというふうに思います。

財政難の問題が出されました。確かに一本化になってからも国保税は大仙市は14年間、上げてません。そこは大変評価します。しかし、県に納める納付金も、これは年々高くなるから、恐らく基金から取り崩して納めなければならない状況なのかなと思うと、実はそうではなくて、納付金、完全に納付しながらも基金からは1円も下ろしていないというのが実情です。その基金は3億8,000万円になろうとしております。ここ近年では最高の額になっております。

また、子どものね、数、これ今から4年前に質問した時のことなんですが、18歳未満、当時は1,034人いらっしゃいました。まだ未就学児の2分の1補給がない時代でしたので、これに係る費用は1,756万というふうなことをおっしゃいました。しかし、今、さらに子どもの数が減って、そして未就学児に対する繰り入れ161万8千円入ります。そういうのを差し引きますと、恐らく18歳未満の年度末まで無料にするためには1,500万円いるかどうか、そんなところなんじゃないかと、高く見積もっても。これがね、将来の予算に相当影響のある財源なのかどうかというふうなこと、私はできる財源だというふうに思います。

あとは、国の方では赤字解消のための繰り入れは、やっちゃいけませんよという事務連絡があるはずです。そして、赤字の解消のための繰り入れというふうなことで、この減免というのは、赤字解消のための繰り入れではなくて、減免を行うための繰り入れなんだというふうなことで、政府もちゃんと認めている繰り入れなのでありまして、この1,500万ほどの財源を一般会計から繰り入れ、千人いるかどうか、少なくなったその国保の子どもの均等割をしっかりと減免するということは十分に可能だというふうに思います。そういう意味では、本当にこの農家の後継者を育成する、それを担う若いご夫婦、若者の皆さんを支える、そういう意味からこの均等割を是非減免するようお願いしたいと思います。再度、市長からのご答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

1月31日時点で試算いたしましたところ、742人ですかね、18歳以下の国保加入者は。今までのいろいろな減免措置がありまして、今回4月から新たな未就学児に対する2分の1がありまして、ですから、それを除いた実質の負担は1,056万7千円

余りになるというふうな試算はしております。これは先ほど佐藤文子議員がおっしゃったように、大きな負担じゃないんじゃないかというご指摘になるかどうかあれですけども、そうした額であります。

ただ、いろいろな事情はね、今、佐藤文子議員から背景いろいろ指摘いただきましたけれども、県内の25市町村、全市町村これやってないね、支援できないでいるといますか、支援しないでいるということでもあります。ですから、そこにはいろいろな考え方があって、市民部長からも、ほかの何と申しますか被保険者にその分の負担が行くよというような、そうした答弁がありましたけれども、いずれ国で今年の4月から始めたように、減免措置をですね、国も考えて動き出したということですよ。ただ、この減免措置で市の負担はあるわけですけども、それは交付税措置をしているということで、国が全額負担していると言っても過言ではないと思っておりますけども、そうした制度であります。国でそうした制度を作って対応し始めたということですけど、不十分ではないかということですね、私どもも要望しているところであります。ですから、まずは市民部長答弁申し上げたように、この国保制度の何ていいますかね、制度そのものの見直しと、それから、この減免制度の拡充と申しますか、このことについては市長会を通じて、しっかりと国に引き続き要望してまいりたいというふうに思っているところです。

ただ、先ほど言いましたように、国でこういう減免を考え出したということで、子どもの均等割について、これは従来なかった考え方でありましたのでね、市としてもそうした国で減免制度を考えるような、この何と申しますか、これに対して市で黙っていいのかという考えは出てきております。前からこの件につきましては、市の全庁的なプロジェクトであります子育て支援制度等検討会議で取り上げている項目ではありますがけれども、そういった観点を加えてですね、国が減免制度を打ち出してスタートしたということも加えて、子育て支援制度等検討会議で改めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 老松市長は、いつでもこの子育て支援には全県に先駆けて優れた施策をばっちりやってきてます。そして、2歳児の保育料の無料化、これも始めて仙北市

の方から大仙市に移り住みたいなど言ってる人、結構いるという、そういう話なども聞いております。そういうふうに老松市長は自負されておりますように、子育て支援、こういうことには非常に高くアンテナを張って実施しています。今の答弁で、全県でまだやっていないというようなことを言いましたが、だから老松市長がやったらいいじゃないですかって私は言いたいんです。老松市長、やっぱりトップレベルの子育て支援、ましてや農業、大仙市、この秋田県農業を支えている大仙市の農家、農業後継者を支える支援というふうな立場でね、是非やってもらいたいと思います。そのことを申し上げて私の質問は終わります。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。午前10時55分に再開いたします。

午前10時46分 休 憩

.....
午前10時54分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、7番青柳友哉議員。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） おはようございます。大地の会の青柳友哉でございます。本日は、教育留学の受け入れについてお伺いいたします。

この教育留学ですが、秋田県教育庁が2016年度から推進しています。本県の強みである豊かな教育資産を生かし、県外の小・中学生に秋田での学びを目的に来県してもらう取り組みです。

来県した小・中学生は、県内の公立小・中学校に通って、秋田の探究型授業、これを体験したり、自然体験活動をしたりすることができます。

これまでの7年間で、県内七つの市町村が延べ400名弱の小・中学生を受け入れています。そのうち100名ほどがリピーターとのことですので、利用者の満足度の高さ

がうかがえます。

ここで、留学を受け入れる関係者の側から見た教育留学がもたらす効果について述べたいと思います。

まず、受け入れ先学校の児童・生徒にとっての効果ですが、これは大きく四つあります。一つ目が、新たな人間関係を築く体験を通して社会性やコミュニケーションスキルが向上することです。特に小規模校、これは人間関係がどうしても固定化されやすいので、大変良い機会になると思います。

二つ目が学校の活性化です。ある学校のエピソードを一つご紹介します。

この県内の学校では、卓球部の部員が1名で、残念ながら練習相手がいなかったそうです。この学校を教育留学で訪れたお子さんが、たまたま卓球をされる方だったそうで、教育留学期間中に2人で卓球の練習をしていたとのことでした。

三つ目が^{かんよう}涵養性を高めることです。自分たちとは違う生活習慣や価値観の中で育っている同年代の子どもが自分たちの教室にやってきて、その子と一緒にしばらく過ごすわけです。その中で自分たちとの違いを知り、その違いを認め合うことで涵養性を育むことができます。

四つ目が自分たちの町の良さの再発見です。自分たちにとっては当たり前のことでも、外から来た人にとっては、外から来た子どもにとってはすごいこと、珍しいことだったりするわけです。それらを知ること、自分たちの町の良さを再発見し、郷土への誇りや愛情も育むことができる、そう思います。

以上4点が受け入れ先となる秋田の子どもたちへの教育効果です。

次に、受け入れる地域にとっての効果ですが、これは関係人口の増加、それによる地域の活性化、そして移住の促進があります。ただし、移住の促進に関して、当初は目に見える効果は出ていなかったそうです。これは当初の教育留学が、基本的に小学生が子どもだけで来県して滞在する形式だったことが主な原因だと思われます。ほとんどの保護者は、サマーキャンプに参加させるような感覚で子どもを送り出し、成長して帰ってきた子どもを見て満足し、それで終わりだったのではないかなと、そう推察します。しかし、3年ほど前から移住につながる事例が出てきました。この移住につながったケースは、全て保護者がお子さんと一緒に来県し、家族で数週間滞在しながら、お子さんが地域の学校に教育留学する、そういったスタイルでした。家族でお試し移住プラス教育留学、これをセットで体験して移住することに決めたというパターンです。

ちなみに、大仙市でも移住促進策として、お試し移住体験を支援する事業を行っておりますが、ここに教育留学を組み合わせることでお試し移住体験がパワーアップし、申し込み数の増加や移住者数の増加を期待できると思います。

また、秋田県の教育留学は、小・中学生が対象です。ですが、移住を検討する子育て世代の中には未就学児を持つご家庭もあるでしょう。最近、現地で子どもを保育園に通わせながら家族で田舎に数週間滞在したい、そういった希望を持つ子育て世帯と、それを受け入れたい自治体、この二者をマッチングさせる民間のサービスがあります。利用者を集めているようです。これらの話を踏まえてお伺いします。

市外のお子さん、園児、児童・生徒が保護者と共に大仙市を訪れて滞在する間、住民票を移すことなく市内の保育施設や小・中学校へ一時的に通園・通学することを可能にしてはいかがでしょうか。

なお、実施いただける場合、いくつか提案があります。まず、利用者の利便性を高めて利用を促進するために三つの提案があります。

一つ目、実際に移住実績のある五城目町では、教育留学の際に区域外就学という制度を活用しています。これはお子さんが日頃通っている学校を所管する教育委員会の同意が必要にはなりますが、五城目町の小・中学校への登校が、日頃通っている学校への登校と同様に出席日数として扱われます。これにより、保護者が安心して中・長期のお試し移住を体験できます。この区域外就学制度が利用できるように準備を進めていただきたいです。

2点目、利用者向けのワンストップ窓口、これを設置いただきたいです。問い合わせから滞在予定地や交通手段を踏まえた上での通園・通学先の選定、これの相談、また、通園・通学先との調整、利用申し込み、これらを一つの窓口で行えることがよいのではないかと思います。

そして3点目、ある程度ですね、メニュー化をしていただきたいです。モデルプラン、例えば3日、1週間、2週間などの3パターンを提示した上で、プランのアレンジやフルオーダーメイドにも対応します、そういったご案内をしたりとかですね、一時保育料とか給食費のような、ある程度費用が発生するものがありますので、こういったものを提示するとか、検討のたたき台を提供して、利用者が利用を検討しやすいようにするとよい、そう思います。

このように利用者の利便性を考慮しながら受け入れ体制を整えましたら、ここからは

積極的にですね、PR、当市の移住・定住促進の武器として活用していただき、しっかりPRしていただければと思います。

家族で滞在し、お子さんが通園・通学したご家庭、その方々は、きっと大仙市のファンになって帰ってくださると思います。すぐに移住につながらないこともあるでしょうから、関心を持ち続けてもらうような工夫も必要だと思います。例えば定期的にお便りやだいせん日和を送ったり、祭りやイベントのご案内を送ったり、また、ふるさと納税や特産品送料無料キャンペーンのご案内を出したり、そういった形もよいと思います。

老松市長は、常々「子育てしやすいまち大仙」と言われ、子育て支援の充実を図られています。このいわば大仙版の教育留学を実施していくことで、大仙の教育環境をより良くするとともに、大仙市の子育て環境、小・中学教育の良さを全国に発信し、それを実際に体験しに来てもらえること、そのことで体験に来るご家族、大仙の子どもたち、そして地域の三方良しになると思います。是非実現していただきたいと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、移住などを目的として、園児、児童・生徒と保護者が一時的に本市に滞在する際、市内保育施設や小・中学校に通園通学する、いわゆる「教育留学」につきましては、小・中学校における受け入れについては、その人数、時期などによっては配慮が必要となりますが、普段の授業への受け入れであれば可能であると考えております。

また、保育施設につきましても、既存制度の「一時預かり事業」を活用していただくことにより、受け入れは可能であると考えております。

こうしたことから、ご提案の「教育留学」は可能であり、現在策定中の第3期移住・定住促進アクションプランにおいても施策の一つとして盛り込むこととしております。現時点での本市の教育留学の実施イメージにつきましては、保護者同伴タイプを想定しており、本市の子育て環境を体験していただくことで、移住後の不安の解消を図るとともに、市の魅力を大いにPRしながら、子育て世代の移住を促進してまいります。

次に、利用者の利便性向上に係るご提案であります1点目の「区域外就学制度」の活用につきましては、移住を検討している世帯に寄り添った対応ができるよう、区域外就

学制度を含め、教育委員会と協議を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、ワンストップ窓口の設置につきましては、移住定住促進課が窓口を担うこととし、関係各課と連携を図りながら利用者の利便性向上に努めてまいります。

3点目のメニュー化につきましては、移住体験を希望する方の求めに応じたオーダーメイドのプランや、モデルプラン、費用の目安などを提示することで利用者が本市での生活体験をイメージしやすいと考えられることから、利用者に寄り添ったメニューを提案してまいります。

これらに加え、PRの強化も必要と考えますので、市のホームページやSNS、移住希望者が情報収集で利用するWebメディアを活用するなど、積極的に情報発信を行ってまいります。さらに、こうした取り組みにより、移住体験をきっかけとして「大仙市に関わりたい人」が増加することを踏まえ、アフターフォローは重要な要素であると捉えております。将来的に移住・定住につながる定期的な移住に関する情報提供を欠かさず、継続的なつながりを大切に「関係人口」から大仙市を選んでいただき「移住・定住者」となってもらえるよう努めてまいります。

本市での教育留学という取り組みは、豊かな自然の中でのびのびと過ごすことができる移住体験でもあります。事業の周知徹底と、希望に沿った取り組みが、多くの方々に受け入れてもらえるように、関係機関と連携しながら将来的な移住につなげてまいりたいと考えております。

【今野副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 青柳議員。

○7番（青柳友哉） ご答弁ありがとうございました。前向きに準備していただき、実施いただけるということで、非常にうれしく思います。

お答えいただいた内容には、もう是非よろしく願いますということで、それ以上、特に大きく申し上げることはございません。

1点、区域外の就学制度については、ちょっとまだ協議だったり検討が必要ということだと思います。これは、いきなり今日やりたいですねといってすぐ進められるものでもないと思いますので、しっかりとご準備いただいて、早期にこちらも活用できるようにしていただきたいなと思います。

それを待たずに、教育留学の受け入れ自体は、先に始めていただけたら、もし時間がかかるようでしたらですね、先に始めていただけたらと思います。

一つですね、徳島県で教育留学と似たような制度をされていまして、そちらのちょっとご紹介を一つさせていただきたく思います。

デュアルスクールという名称で、どちらかというところ、徳島県の事例の場合は、関係人口づくりとか、二拠点生活をしやすいもの、みたいなものを先に出して打ち出しています。ホームページを見るとですね、こんな方に適していますというご案内があって、いくつかあるんですけど、一番上に書いてあるのが徳島県内への移住に向けたお試し移住をしたい方。二つ目に、徳島と都市部の二地域居住をしたい方って、もう二つ目に書いてあるんですね。三つ目に、徳島でサテライトオフィス勤務やリモートワーク、ワーケーションをしたい方と書いてあります。つまり、お試しで移住してもらいたいんですけども、やっぱり自分のところに来てもらって、保護者さんにはやはり仕事をもらって、その中でお子さんも安心して通わせられますよという仕組みにして、徳島県のこのデュアルスクールの場合は、何度も来るご家庭がいらっしゃる。その全体の件数は10件程度なんですけど、その中で何度もリピートしてくださるご家庭が、何割ですかね、ちょっとすいません、正確な数字は今忘れてしまいましたが、3割とか、もっとだったかな——すいません、今すぐ確認します——。何度も来るご家庭が2割ぐらいだというふうになっています。そのご家庭は、もう5回とか来られるといった形で、本当に二拠点居住先として選んでもらっているといった状況になっています。これもきちんと学校に通えるという安心感から、そういった地域として選ばれていると思いますので、大仙市の教育留学についても、きちんと区域外就学制度が最後は使えるようにしていただければなというふうにお願いを申し上げたいと思います。以上、この点について何かご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 青柳友哉議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど徳島県のデュアルスクールの例の紹介をいただきました。私もいくらかは調査しましたが、青柳議員のご指摘のとおり、実際には2カ所を拠点にお仕事をするということで、都会と徳島を年に何度か行き来するような形というふうに乗ったところでございます。

ご指摘のように、まず区域外就学という制度をその際に活用しているということで、

これについてはやはりもう少し我々としては研究しなければいけないというように思っております。

それからもう1点は、やはり両方の学校で授業進度が当然違ってまいりますので、そういった意味では、子どもさんへのフォローが必要になってくるんだろうなというように思います。その点に関しては、現在の学校の教職員では、なかなか厳しい面があると思いますので、その際には、やはりそこに何らかの人的なものも含めて特別な支援が必要になるのではないかなというように考えているところです。

いずれにいたしましても、そういった先行事例を見ながら、この後、調査・研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて7番青柳友哉議員の質問を終わります。

【7番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今日は、公立高校入試一般選抜が行われております。コロナ禍のど真ん中の3年間を過ごしてきた中学生に、満開の桜が咲くことを祈っております。

先日、老松市長の施政方針演説の結びに引用された福沢諭吉先生の言葉「一身独立して一国独立す」が大変印象に残りました。私たち一人一人が当事者として自らの地域の将来を考え、SDGs持続可能性を意識しながら、自ら行動を起こしていくことが大切だと思います。大仙市の未来を開く柔軟で力強い政策をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしく願いいたします。

はじめに、ユニバーサルデザインフォント、以下「UDフォント」と呼ばせていただ

きますが——についてお伺いたします。

ユニバーサルデザインという概念は、米ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターのロナルド・メイス氏により、1985年に正式に提唱されたもので、「年齢や能力、状況などにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人利用可能にすること」がコンセプトとなっております。このユニバーサルデザインの概念は、誰一人取り残さないSDGsの理念と合致し、あらゆる分野や場所で求められ、拡大しています。

さて、先日ある方から「大仙市ではUDフォントを使用していないのか。」と聞かれました。UDフォントとは、多くの人に分かりやすく読みやすいように工夫された文字の形・スタイルのことです。私たちは日常、明朝体やゴシック体などの書体で文面を見ますが、近年、それらの文字が高齢化などにより読みにくいと感じる人が増えているようです。それに対してUDフォントは、高齢者や視覚障がい者にとって読みやすい文字だと伺いました。

茨城県行方市では、SDGs達成に向けた誰にでもやさしいまちづくりと質の高い教育の実現を目指し、2019年、全国初となる行政・教育分野一体でのUDフォントを導入しており、その後、UDフォントを導入する自治体が増えてきていると聞いております。

そこで一つ目の質問ですが、“SDGs未来都市”である本市において、誰一人取り残さないためにも、市広報などの各種刊行物やお知らせなどに、読みやすく、読み間違えにくいUDフォントを導入してはいかがかと思いますが、所見をお伺いたします。

また、このUDフォントは、高齢者や視覚障がい者だけでなく、発達性読み書き障がいのあるディスレクシアの児童・生徒にも読みやすい文字だそうです。

そこで二つ目の質問ですが、ディスレクシアの児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒にとっても読みやすいUDフォントを、教育現場である市内の小・中学校に導入するお考えはないでしょうか、お伺いたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります「ユニバーサルデザインフォント」に関する質問のうち、本市における導入に関する部分につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお伺いたします。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、ユニバーサルデザインフォントの導入についてでございます。

ユニバーサルデザインフォントは、日常生活における使いやすさ、見やすさ、あるいは数字の見間違いにくさといった点に配慮して設計されたフォントであると認識しております。

市におきましては、文書をはじめ広報紙やホームページ、チラシ、案内板など、様々な媒体を通して市政に関する情報を伝達しておりますが、市民の皆さんに分かりやすく、正確な情報をお伝えすることは、行政にとって大変重要なことでもあります。そのため、文書等の作成に当たりましては、その対象や内容に応じまして、分かりやすい用字や表現を用いて簡潔な文書等を作成することはもとより、文字の大きさや書体、いわゆるフォント、それからレイアウトなどを工夫し、分かりやすく、認識しやすい情報の提供に努めているところであります。

市といたしましては、SDGs推進の観点からも、まずは、先進事例や他自治体の取り組み事例なども参考に、いわゆるUDフォントの活用について研究してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 次に、伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 小・中学校におけるユニバーサルデザインフォントの導入に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 次に、ユニバーサルデザインフォントの小・中学校への導入についてであります。本市では、以前よりユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業改善や特別支援教育の充実を図っており、読みやすい文字の形に配慮することもその一つと捉えております。

市教育委員会では、特別支援教育に係る研修会等における文字の読みやすさへの配慮についての指導助言、さらには令和2年10月の市教頭会におけるユニバーサルデザインフォントの紹介など、読みやすい文字への理解を図っております。

また、校務用パソコン、GIGAタブレット端末のどちらにも複数のユニバーサルデザインフォントが標準で搭載されており、教職員が作成する学校報や学年報、職員会議資料、授業教材等のもとより、子どもたちが制作するデジタル作品においても使用され

るなど、使用する機会が拡大していると捉えております。

市教育委員会といたしましては、今後もユニバーサルデザインに係る研修の充実を図りながら、誰もが読みやすい書体の活用について推進してまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

先ほど、総務部長より、これから研究をするというお話でありましたが、導入に向けての研究というふうに捉えてよいのでしょうか。

また、教育委員会の方では、そのUDフォントが拡大しているというお話でしたが、これが標準仕様というんですか、共通した、それがもうスタンダードというふうにまでできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。はじめに総務部長。

○総務部長（福原勝人） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

まずはですね、UDフォントのその効果、読み間違えにくさとか、正確に伝わりやすいということは、やはりデータでも示されておるようでございます。ただ、我々も今まで親しんできた明朝体、ゴシック体というのがございますので、まずは内部の庁議資料などから始めまして、あとはシステムなどに影響を与えないかなども検証しながら、できるところから広めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 次に、築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 今の質問に対してでありますけども、まず学校現場では様々な書体が実際には使われております。その中で、例えば教科書であっても、このUDフォントを使っている教科書も国語、理科、社会、あと生活科であったり道徳なんかでも使われております。多くの書体が使われているのが現実であります。

ただ、一方で、実際、子どもたちが将来、世の中に出たときに様々な書体を目にするわけであります。デザインの文字であったり、新聞のように見出しで書体を使ってみたり、多くの書体に触れていくことが考えられます。そこで、まず学校現場でも基本的にこのUDフォントを使えるそういう環境は整えながらも、様々な書体に関われるような

環境づくりをしていくことも大切かと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 教育委員会に再々質問させていただきます。

子どもたちがそういういろいろな書体に触れるということは大切だというふうに私も思っております。しかしながら、例えば家庭に向けたお知らせ等、やはり読み間違い親御さんがいないかも、いるかもしれません。そういうことを考えまして、UDフォントの利活用を柔軟に対応していただきたいと思いますが、その辺、ご家庭向けの書体について、もし何かお考えありましたらお聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

今、議員がおっしゃったように、対象が誰かによって、やはり適切な書体の使用というのはあるかと思えます。生徒向け、保護者向け、そういう意味では、このUDフォントに限らず様々な配慮された書体もいろんなところから作られているようですので、そういうことを配慮してやるようにということでは様々な機会に学校に対して話をしていくことができるかと思っております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、脱炭素型ライフスタイルへの転換についてということで質問させていただきます。

世界的に脱炭素への機運が高まる中、昨年3月、本市と本市議会は共同で「大仙市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。さらに昨年5月には、内閣府による令和4年度「SDGs未来都市」に選定されております。令和5年度予算編成の基本的方針においては、ゼロカーボンシティを実現するための「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」の推進とあり、その取り組みに期待しているところであります。

さて、国内の温室効果ガス排出量の約6割は、衣食住を中心とした家計関連が占めているといわれており、環境省は脱炭素型のライフスタイルへの転換を進めるため、環境に配慮した製品やサービスを選んだ人にポイントを発行する「グリーンライフ・ポイン

ト」事業を推進しております。この制度は、環境に配慮した日常の行動をポイント化することで、一人一人が環境問題を自分のこととして捉え、環境に配慮したライフスタイルの転換への気運を高めようとする狙いがあるものと理解しております。

制度の中身を見ますと、環境省が推奨しているポイント還元の対象は五つの分野となっているようであります。一つ目は食に関するもので、販売期限切れ間際の食品を購入、地産地消・旬産旬消の食材購入、飲食店で食べ切れなかった料理を持ち帰ることなど。二つ目は、住まいに関するもので、高性能省エネ機器や設備への買い替えや節電を実施することなど。三つ目は衣類に関するもので、ファッションロス削減への貢献、持続可能なファッションの選択など。四つ目は循環に関するもので、プラ製の使い捨てスプーン、ストローを受け取らない、簡易包装商品を選択してごみを削減することなどであり、最後の五つ目は移動に関するもので、カーシェアやシェアサイクルを利用することなどとなり、私たちの生活に密接に関わる幅広い分野である上に、すぐにも取り組めるものがたくさんあるのではと思います。

令和4年度「グリーンライフ・ポイント」は、民間企業等のほかに自治体としては、愛知県、石川県、富山県や北九州市、堺市が採択されており、お隣の横手市ではNPO法人^{ヨコトター}Yokotterが横手市内の提携している飲食店で注文した商品を店内で食べ切るとポイントが発行される取り組みを行っております。食べ切ることで廃棄物とCO₂が削減されるというものです。

私は一人一人が環境問題を自分事とし、環境に配慮したライフスタイルの転換への機運を高めるきっかけとして、ポイント制を導入することは非常に有意なことだと考えます。

そこで質問ですが、本市において環境省が行っている「グリーンライフ・ポイント」制度の導入を推進することや、例えば脱炭素社会の実現のため、積極的に取り組んでいる企業と連携することなど、市民一人一人が脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るために、市としてどのような支援が必要、あるいは可能と考えるか、市当局のご所見を承りたいと存じます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「脱炭素型ライフスタイルへの転換」に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 谷口市民部長。

○市民部長（谷口藤美） 質問の、脱炭素型ライフスタイルへの転換のための支援についてお答え申し上げます。

はじめに、秋田県においては、環境にやさしい取り組みに参加してポイントを貯め、抽選で景品が当たる仕組みを通じて、二酸化炭素の排出抑制を図る「あきエコどんどんプロジェクト」を令和元年7月から県全域で展開しております。このプロジェクトは、令和4年度から環境省で新たに導入された「グリーン・ライフポイント」制度の補助事業として採択しております。秋田県においては今後、食・住まい・移動などに関する日常生活において取り組みやすいアクションメニューを増やすほか、スーパーやドラッグストア、コンビニエンスストア、金融機関、家電量販店といった協力事業者の拡充を目指していくというふうに伺っております。現在、プロジェクトでは、食品ロスの削減や衣類リユース品の購入、プラスチックハンガーの回収など、20種類のアクションメニューが設定されておりますけれども、本市では公共施設に出掛けて個人の冷暖房のエネルギー消費を抑える取り組みであります公共施設等での「クールシェア・ウォームシェア」を実施しております。市内の公共施設、あるいは温泉施設、道の駅等にポイント獲得場所を設置しております。

脱炭素型ライフスタイルへの転換のためには、まずは、市民の皆さん一人一人が自身のライフスタイルや身近な環境問題について考えていただくことが重要であります。また、その上で、市としては、普段の生活の中で誰もが分かりやすく、取り組みやすい、例えばマイバッグの持参や食品ロスの低減、節電といった取り組みに、今以上に広く参加していただけるような仕組みづくりや支援が必要であるというふうに考えております。

そのためには、市といたしましては、こうした「あきエコどんどんプロジェクト」のような取り組みを積極的にPRするなど、県や関係機関と協力・連携しながら、市民の皆さん一人一人が脱炭素型のライフスタイルへ転換できるよう、引き続き普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

「あきエコどんどんプロジェクト」これは私も実はやっております、ただ認知、あまりされてないというのが実感です。そのポイントをやするためのバーコード、どこにありますかとお店の方に聞いても、何ですかというふうな反応をされたり、見えないところに貼られたり、ちょっと残念だなというふうに思います。この「あきエコどんどんプロジェクト」に関しましては、すごい方がいらっちゃって、毎日の買い物でポイントを貯めて、2回も当選して商品券を千円、千円、合計2千円も手にしたという方もいらっちゃいました。是非このプロジェクトを周知させて、市民一人一人がそういう意識づけをできるようにPRの方よろしく願いいたします。

市で行っているポイント制度、温泉に貼っているとかってさっきおっしゃってた、それ、どのぐらい利用者がいるものでしょうか。

あと、市で施設のLED化とか電気自動車の導入検討など、市では着実にゼロカーボンシティのために進んでいるようですけれども、市民の意識向上までにはまだ至っていないのかなというのが実感であります。その点に関して市のポイントと市民の意識向上に対する取り組みを再質問させていただきます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。谷口市民部長。

○市民部長（谷口藤美） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

大仙市のポイント獲得場所ですけれども、各地域の公民館、それから温泉施設、道の駅等25カ所設置しております。

確かに私も、例えばスーパーにも置いてあるなというふうには私も確認はしておりますけど、自分でちょっと体験はしておりませんが、やっぱり気をつけて見ますと、至るところにそういった「あきエコどんどんプロジェクト」のQRコードを貼り付けたPRコーナーがあるようには見受けました。

それから、市民に対する脱炭素型ライフスタイルへの転換ということですが、例えば昨日、秩父議員からの質問に関連しまして、例えばごみの分別収集、あるいはこれからプラスチックごみの分別収集などに加えまして、例えば市では、例えばこれから、バイオマス由来のごみ袋の導入なんかも検討に入らなければならないなというふうに考えているところでございます。それから、簡単に言えば、例えばLEDにすれば一番簡単に済むことなんですけども、お金のかからない取り組み、例えば生ごみを出す際は、よく水を切って出していただくことで、ごみを燃やす際に二酸化炭素が抑えられるとか、それから、今ですと例えば非常に電気料高くなっておりますので、要は家族団らんの

コーナーを設けていただいて、家族が一つの部屋で温かく過ごしてもらいたいような、そういう推進とか、そういった身近な、要はお金がかからなくても身近なことからこういう取り組みができますよといったようなPRをこれからどんどん進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） お金のかからない取り組み、私も大賛成です。

やはり何を始めるにしても周知させなければ始まらないというふうに思います。昨年、広報でSDGsの特集を毎号、毎号やって市民の方にいろいろPRしたと思うんですけども、このごみ含めて脱炭素型ライフスタイルへの転換というのは、やはり一朝一夕にできるものではなく、日々のお話の中だったり、会話の中だったり、いろんな媒体を使って自分のものとして、そういう道のりでは自分ものにはならないのかなというふうに思います。そのためにも、PRを是非強力にお願いしたいと申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時再開でお願いいたします。

午前11時42分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、14番本間輝男議員。

（「はい、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

【14番 本間輝男議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 新政会の本間輝男です。最後の質問になりますが、よろしくお願

いします。

まず、市債発行の対応と姿勢について伺います。

先般、令和5年度当初、大仙市一般会計予算案447億1,600万が提示され、前年度対比15億1,500万余りの増であり、特別会計、企業会計206億9,700万余りと併合した予算規模は654億1,253万7,000円となり、人口減少、少子化とあわせ、高齢化率の上昇に伴う地域社会の維持等に困窮する大仙市にあって、「真に市民のための予算 生きた予算」として施行されることを切望いたします。

さて、国は114兆3,800億円の令和5年度当初予算案の歳入部分を35兆円後半の国債発行で確保し、歳出全体の3割を借金に依存するといわれております。既に1,200兆円を越す国債発行が疑問視される中、先に日本銀行が金融政策を一部修正し、長期の金利を0.5パーセントに上げたことにより、自治体が発行し、政策に要する地方債の表面利率も連動して上がり、利子負担の増は避けられず、財政の悪化と住民サービスの低下等が懸念される事態が想定されます。

表面利率とは、ご承知のように債券の額面価格に対し毎年支払う利子の割合を示すものであり、国債の利率に自治体の信用度を加味し、ある程度上乗せするといわれております。

全国の自治体でも、既に新規発行の地方債の利率の見直し、引き上げ等に早期の対応が見られ、日銀の金融緩和動向が注目されております。そこで財政担当に質問いたします。

第1点は、財務省では長期金利の引き下げは必須であるといわれ、地方債の表面利率の上昇は避けられないと報道される中、どのような情報を確保し、長期金利上昇を想定した対応をするのか、基本的姿勢をお伺いいたします。

第2点は、財政健全化と称して、国は臨時財政対策債を8,000億円減額し、1兆円に圧縮した関係により、大仙市においても2億5,000万程減額し、財政調整基金繰り入れ6億5,000万投入により、財源を確保しております。平成29年度より減少しつつも令和4年実績で158億円余りであり、交付税算入される性質とはいえ、令和4年度大仙市全会計市債残高800億円は猶予すべきと考慮いたします。

また、近年、大仙市では、公共施設・教育施設等の建設に最も有利な財源確保策として合併特例債を充当しておりますが、借金に変わりはなく、元より借入利率（表面利率）が高いと言われる性質からして、慎重性と十分なる精査が求められます。

先の市長説明にあるように、今後も多様な建設工事、緊急を要する上下水道事業等が予想され、全会計で令和5年度当初は47億5,100万円余りの市債発行計画ではありますが、令和4年度では、当初発行予定額より15億7,000万円余り増加した事実にあります。懸命に財政再建化に取り組む市当局に敬意を表しつつも、次代の大仙市を考慮した令和5年度の市債発行額の総額を、どのように捉え、その発行抑制に努力される姿勢にあるのか、財政当局及び今後の事業の関連性の高い上下水道局の企業債発行の意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の質問に対する答弁につきましては、議員から事前にご要望がありましたとおり、担当部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、市債発行の対応と姿勢についてであります。はじめに、地方債の利率上昇の情報確保と対応につきましては、日銀の金融緩和策の修正を踏まえ、今年1月発行の10年物国債の「表面利率」をこれまでの0.2パーセントから2倍以上の0.5パーセントに引き上げると発表されたところであります。

これを受け、今年度発行予定の市債の借入利率は、財政融資資金においては、前年度から0.4ポイント増の0.6パーセントに、銀行等の民間資金については0.8ポイント増の1.6パーセントと試算し、予算に反映させております。

これにより、公債費全体では、前年度比9,363万9千円減の53億8,618万2千円となりますが、長期債利子償還金については、1,367万円増の2億84万2千円として計上しております。

国の金融政策や社会情勢等の変化を背景に、今後も借入利率が上昇する傾向は強まるものと見込まれることから、国の政策金利の動向に注視するほか、取引金融機関の長期プライムレートのリサーチなどを参考に、的確に運用を行ってまいります。

次に、令和5年度市債発行額の捉え方と姿勢についてであります。これまでも説明させていただいているとおり「令和2年度から7年度までの6年間の総合計画後期実施計画期間内において、全会計の市債発行額を元金償還額の70パーセント以内にする」ことを目標としております。

令和5年度単年度の発行割合は70.2パーセントであります。現在のところ計画

期間内の発行割合については、全体では70パーセントを下回る見込みであり、財政健全化に向けた今後の市債発行については、この目標に向け、取り組んでいくという基本方針に変わりはありません。

今後も、広域事業における「し尿処理センター改築」などの大型の普通建設事業の実施による市債の発行が見込まれておりますが、償還と借入れのバランスを十分に考慮し、市債残高の縮減を図るほか、繰り上げ償還の実施など、財政基盤の安定や市民満足度の向上を最優先に捉え、引き続き財政規律を守った計画的な財政運営に努めてまいります。

また、上下水道事業においては、現在、経営の効率化のため、施設の統廃合や老朽化施設の更新工事などを進めておりますが、下水道管路整備が令和2年度で完了するなど、事業量の減少に伴い企業債残高も減少してきております。

しかしながら、今後も浄水場及び管路施設の更新や長寿命化対策が必要なことから、中長期的な見通しを踏まえ「上下水道事業経営戦略」に沿って計画的な事業運営を図り、企業債残高の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○14番（本間輝男） 市長に再質問いたします。

昨年後半より、物価上昇と資材高騰、そして賃金の上昇等により、自治体の公共工事の事業費が増大する事態が県内でも発生しており、苦慮されております。横手市では、大型公共物の建設で合併特例債で大半を財源確保する予定が、事業費の増大に伴い、国の交付金、補助金をも活用し、事業の見直し等を図るとしております。大仙市でも、大曲北保育園建築、企業団地整備、多目的人工芝グラウンド整備、地域拠点公園整備、橋りょう長寿命化対策事業費等、市債発行で財源を見込んでおり、少なからずその影響を受けると想定されます。こうした社会経済状況の長期化が懸念され、自治体の対応が注目される中、市の財源確保と公共事業の整備の整合性と選択性を、どのように捉えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

これまでのコロナ禍における物流の停滞に加え、ウクライナ情勢の悪化、あるいは円安の進行など様々な事業が絡み合い、著しく物価が上昇しており、企業経営や市民生活への影響も大きくなりつつあります。

本市の当初予算編成におきましても、公共施設の電気料や燃油代の上昇額が前年度当初予算に比べ約4億5,000万円増加すると試算しておりますが、電気料や燃油代の上昇のみならず、歳出の大部分が増加傾向にあります。特に、建設資材や労務単価の上昇に伴う各種工事費の増額は、市債や一般財源の増加につながるため、財政健全化に少なからず影響が及ぶこととなります。このため、実施事業を先送りする自治体もありますが、本市といたしましては、現行の後期実施計画に登載され、実施の合意形成が図られている事業につきましては、工事内容の精査による事業費縮減に努めながら、まちづくりの拠点整備を進めてまいります。

なお、今後、エネルギー価格や物価の高止まりが懸念されますが、社会情勢の変動に対する財源確保策といたしまして、財政調整基金の積み増しに努め、物価高騰の影響により、市民生活に直結する事業の減少を招くことのないよう、行政サービスの維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 次に、人口減少と少子化の情報共有についてお伺いします。

平成17年3月、1市6町1村が合併した大仙市の人口は9万6,059人を記録して以来17年が経過した令和3年度末では7万7,299人であり、1万8,760人減少し、危惧する状況にあります。

また、合併時の65歳以上の方は2万7,958人、高齢化率29.1パーセントを示し、令和3年度末では3万16人、38.8パーセントに上昇し、高齢化が進展している現実にあります。

市民部の資料によると、大曲仙北地域を除く地域で40パーセント以上の数値となり、西部地域が高い傾向にあります。逆に、世帯数は3万1,580世帯と増加し、核家族化が進行しております。さらに、社会構造動態に直接的に影響を及ぼす大仙市の出生数に至っては、合併時611人より、令和3年度末には378人まで大幅に減少し、危機

的状況にあります。

議員の皆様には大変失礼とは存じますが、南外 8 人、神岡 14 人、西仙北 15 人の出生数であり、全ての旧市町村で減少しております。この背景には、経済的インフラに加え、コロナ禍の社会不安、女性の社会進出、そして晩婚化の進行が要因と考えられ、人口減少・少子化対策は、一朝一夕で解決できる問題ではありませんが、地域社会、経済の根幹に直接的に影響を及ぼし、地域の存続が危ぶまれ、対策は急務と考えます。

こうした中、政府は出生数が 80 万人割れの見通しとなる中、本年 4 月より 4 兆 8,104 億円を投入し「こども家庭庁」を発足させ、岸田総理いわく「異次元の少子化対策」と称し、従来よりの児童手当の拡充、妊娠・出産手当の増加と各種の支援等を提唱しつつも、新たに 2 兆円から 3 兆円と目される膨大なその財源確保問題をどうするのか、先のさきがけ新報の小見出しにあるように、統一選を控え、各党ともいささか前のめりにあると感じます。

この人口減少・少子化等は、問題が山積みし、長期的視点で取り組む課題ながらも、「待ったなし」であり、時間が経過するほど悪化する現実にあると考えます。現状認識こそ、まず第一歩であり、絶対確認が必要であります。拙い私見を交え、今できる然るべき大仙市の取り組みについて質問いたします。

第 1 点は、人口減少と高齢化、そして出生数の実数を、市民に広く公表すべき時期と捉えます。減少の感を強くしながらも、その実数の把握にない市民の方々が相当数存在することは事実であり、その公表は、まさにこの問題の一丁目一番地と考えます。市と市民との共通認識と現実の共有こそ、今できる第一歩と考えます。市広報等で公開する意思はあるのかお尋ねいたします。

第 2 点は、高齢化率の向上は、地域社会の崩壊に直結する問題として重要であり、公共交通の廃止、商店の廃業、空き家の増加、老化に伴う健康問題等、問題が山積みしております。さらには、後継者問題に伴う農地の荒廃等、様々な指摘がされる中、「限界集落」と称される地域が増加する傾向にあると報道されております。

そこで大仙市では、この限界集落の実態をどのように捉え、その実数の把握に、支所と連携した動きがあるのか、全くと言っていいほど議会関係等に報告が上がってこない実情にあると思料されます。いかなる環境と条件にあらうとも、市民を守ることは大仙市政の基本と捉えます。こうした一連の説明と問題の答弁を求めます。

第 3 点は、市は毎年行政評価を公表し、広く市民よりの声も掲載されており、この声

を生かすべきと考えます。一例を挙げると「維持は退化と同じである」と、地域活性化への直言、また「花火だけでは大仙市の進展はない」という小言等、市民の皆様の率直な声を直視する姿勢は重要であります。今、市民を交え、商工業、農業団体、子育て世帯を含む教育関係者、地域代表者等の各層からなる大仙市の将来を見据えた委員会等を立ち上げ、移住・定住促進も含め、議論する場を早期に設置することを提案いたします。市当局にあつては「まず動く」その意にあるのかお伺いいたします。

第4点は、少子化が進行する一つの要因として、子どもたちの大学・専門学校への進学が増加し、親の皆様の将来負担が重くのしかかると、市民の皆様より寄せられております。市の賃金水準は決して高くはなく、企業団地造成に着手し、企業誘致等に取り組む市の施策を評価しつつも、地域経済力の向上としては今少し時間を要する現実にあります。

今、市では、奨学資金特別会計に2,520万円余りを計上し、地元定着者への返還一部猶予、免除等の施策を実施し、若者の地元定着促進を図っておりますが、その実態と効果が見えにくい状況にあると感じられます。奨学金の予算額が減少する事実からして、必要とする方が減少傾向にあるのか、制度そのものが理解されていないのか、若者の実数の減少にあるのか、若い方々の地元定着、回帰対策は、重要な人口減少抑制の一面からして教育委員会の現状分析と今後の対応の検討の意にあるのかお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 質問の人口減少と少子化の情報共有についてお答え申し上げます。

はじめに、人口減少、高齢化、出生数の公表についてでございます。

先般の施政方針演説で申し上げましたとおり、人口減少対策は喫緊の課題であり、特に少子化については「静かなる有事」ともいわれる待ったなしの課題であると捉えております。

その抑制に向けては、市民の皆様と人口減少問題に関する認識を共有し「自分事」として捉えていただくことが第一歩であると考えており、議員と意を同じくするものでございます。

こうした認識の下、令和2年3月の「大仙市人口ビジョン」の改訂に当たっては、将来の人口動向をより身近に感じていただくため、新たに合併前の旧8市町村、その前の旧27町村の単位でも人口推計を行っており、その情報は、各分野の機関・団体の代表

者等で構成される「大仙市総合戦略推進会議」や各地域協議会において共有を図ったほか、パブリックコメントを通じて広く市民の皆様に発信しております。

また、ビジョンの改訂後においても、広報「だいせん日和」に特集記事を掲載するとともに、市のホームページにて情報を発信しております。

さらに、人口減少問題に対する認識をより深めていただくため、施政方針や市政報告、各種会議などを通じて、地方創生の取り組みと併せた情報発信を行うとともに、毎月、広報やホームページに人口や出生数、社会増減等の統計情報を掲載するなど、様々な機会を捉えて情報共有に努めているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、市民の皆様への周知は引き続き必要であると認識しており、今後も情報発信の継続・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、限界集落の実態の把握状況につきましては、広大な市域に集落が散在する本市にとっても大きな問題と捉え、各支所と連携しながら、小規模集落や高齢化集落等の現状と課題の把握に努めるとともに、市民をはじめ、地域に関わる様々な主体の皆様に参加いただき設置いたしました「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議」などからの提言を基に、集落支援員の配置や「がんばる集落活性化支援事業」など、地域コミュニティ機能の維持・活性化に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

こうした取り組みの成果として、南外地域外小友地区の「NPO法人南外さいかい市」や、西仙北地域大沢郷地区の「大沢郷地域おこし組合」に代表されるように、地域の課題解決に取り組む主体的な活動が広がりつつありますが、一方で、行政区を対象に毎年実施している調査では、住民の半数以上が65歳以上となる地区の割合が増加傾向にございます。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化を伴う人口減少は、地域の経済産業の衰退を招くばかりではなく、日常生活や地域コミュニティの維持を困難にするなど、地域の元気を奪い、まちの活力をむしばむ大きな問題であります。こうしたことを踏まえ「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標の一つに「地域の生活を守り、未来につなぐ元気あふれる地域づくり」を掲げ、人口減少社会にあっても、地域に住む人が自らの地域に希望を持てる地域づくりに取り組んでいるところであり、引き続き各支所と連携を図り、地域の実態把握に努めながら、地域づくりの主役である市民の皆様が主体的な取り組みを支援してまいります。

次に、市民の皆様や各界の代表者からなる将来を見据えた「委員会」等の立ち上げに

つきましては、私どももその重要性から、人口減少の抑制と地方創生の推進に向けた検討の場として「大仙市総合戦略推進会議」を設置しております。

戦略会議は、地域協議会や商工団体、農業団体、金融機関、教育、医療、大学など様々な分野の代表者等で構成する会議体であり、議員ご提案の「委員会」のイメージに近い役割を果たしているものと認識しております。

このほかにも、地域協議会や各種団体との意見交換、市民による市政評価などを通じて多様なご意見をお聞きするとともに、各種アンケートなどにより市民ニーズの把握に努めており、様々な施策にフィードバックしているところでございます。

今後も、市民の皆様をはじめ、多くの皆様の声をお聞きしながら、人口減少の抑制につながる、時宜にあった効果的な施策を立案し、実行に移してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 次に、伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 奨学資金特別会計に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 次に、奨学資金特別会計の現状分析と対応についてお答え申し上げます。

本市の奨学金免除制度としましては、リーマンショックの影響を踏まえ、若者の地元定着策として平成22年3月に創設した「ふるさと就職者償還免除制度」があり、これまで26人の方が適用を受けております。また、この制度とは別に、令和2年度に「奨学金返還助成制度」を創設し、令和3年度から助成を開始しております。これは、本市の奨学金に限らず、ほかの制度も含め一定の要件を満たした方に、前年度の返還実績を基に6万4千円を限度として3分の1の額を最長5年間助成するものです。これまで45人の方が適用となっております。

これらの事業効果についてであります。議員のおっしゃるとおり、奨学金の免除制度や助成制度のみをもって評価することは困難であります。移住・定住に関する施策の中で一定の役割を果たしているものと考えております。

次に、本市の奨学金の新規応募者数は、大学生等の定員20人に対し、令和4年度が5人、令和3年度が11人、令和2年度が15人と募集定員を下回る状況が続いております。

ます。この一番大きな要因としましては、「少子化」にあるものと考えております。

秋田県育英会においても、令和元年度から定員割れとなっているようですし、近隣市町村においても、申し込み者が定員を下回る状況があると伺っています。

「ふるさと就職者償還免除制度」は時限的な制度で新たな適用はないことから、引き続き、「奨学金返還助成制度」の周知に努め、若者の地元定着につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○14番（本間輝男） 企画部長にお願いの方々、私の認識不足だったら謝ります。議会等に人口の動態、それから限界集落の資料等が上がってこない現実にあると私は思っています。上がっているとすれば、私は謝りますが、やっぱり議会というのは市民を代表する方々が、今どのぐらいいて、限界集落がこうであってどうだというようなところを、やっぱり年に2回ぐらいは報告あるのが本来だと私は思います。現に私どもの仙北地域でも、既に65歳以上の方々が半分近くになるような地域も出てます。大曲・仙北いいといいながら、現実問題としてあるわけなので、そこら辺の情報の公開と、議会に対する対応、もう一度答弁願います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

答弁で申し上げましたとおり、様々な機会を通じて我々、市民の方、それから議会に対しましても市政報告、それからいろんな各資料ですね、そういった形でお答えしている、周知しているつもりではございますけれども、やはり議員おっしゃるとおり、まだまだその周知が行き届いていないというようなところはあるのかというふうに思っております。これまで以上にですね、そういったことを生じさせないような形で報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に3番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 次に、学校給食事業の方向性についてお伺いします。

大仙市では今、少子化の方向と施設老朽化、そして、学校統合の推進により、学校給食センターの統廃合事業計画が最終の段階にあります。中央地区の給食センター、西部給食センターが整備完了、供給開始し、東部地区においても令和4年度末において中仙学校給食センター改修工事が完了し、中仙の施設より太田地域の小・中学校へ給食提供となります。その後、令和8年より仙北地域も統合し、東部給食センターとして整備され、仙北・太田の認定こども園も分離される計画にあります。

令和5年度学校給食特別会計は、10億5,140万円余りの計上であり、給食数は5,651人と想定し、歳出の主な部分の原材料費は前年度比1,100万円減の3億760万円、業務委託料は前年度比1,400万円減の3億4,000万円余りであり、その他人件費、公債費等であります。

歳入は、保護者よりの納付金が前年度比1,090万円減の3億400万円余りであり、残りの部分を市の一般会計繰入金、令和5年度は7億3,900万円を予定により、助成運営する予算であります。

さて、先程来、大仙市の少子化方向を危惧する拙い意見を申し上げましたが、教育指導課より資料を求めると、令和5年度の大仙市の全児童・生徒数は4,697人であり、5年後の令和10年には3,965人となり、移住・定住を加味しない単純数値で、732人が減少すると推定しております。当然この減少数値は、この特別会計に影響を与え、教職員、給食センター職員を含めても、単純計算からして約4,000万円の納付金が減少し、特別会計も縮小すると思料されます。

今、市民は、電気、ガス、燃料等の値上がりに加え、消費者物価の高騰に長期金利の上昇等が予想され、給食費の納付は保護者の生活を圧迫する要因の一つと考えます。保護者の皆様より聞く多数の意見として、国・県、それに対応した市の子育て支援等の給付金、支援金制度の拡充はありがたいと思う反面、一時的対応の性質からして、将来とも継続的な負担軽減、そして今少し踏み込んだ一部無料化が最も分かりやすく望ましいといわれ、要望する市民が増えております。少子化の転換点と捉えるならば、今こそ大仙市学校給食事業の保護者納付金を無償にする決断の時と強く考えます。

給食センター東部の統廃合により、3,000万円余りの経費削減が可能といわれ、効率的事業推進を精査し、令和8年度より新体制で運営していくことは当然の義務と確信いたします。この問題は、何度となく一般質問で取り上げられ、教育の基本は行政のみならず、保護者の皆様と分担すべき領域と捉えると答弁が繰り返されておりますが、

今、最も分かりやすい大仙市の英断に期待する市民が多数存在することをお伝えし、次の質問をいたします。

第1点は、少子化の進行に伴う、学校再編成とその規模の適正化、小中一貫校の設置等の検討と今時点の状況を確認いたします。

第2点は、学校給食センター統合による事業経費の削減等の検証と将来的給食事業会計の規模と、その方向性をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

第3点は、給食事業会計の保護者納付金の在り方を検討した事実があるのかお尋ねすると同時に、年度を改めて縮減する方法も一つと考えますが、この質問は教育長に答弁を求めます。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の、学校給食事業の方向性について、お答え申し上げます。

はじめに、学校再編と規模等の適正化の今時点の状況についてであります。教育委員会では、平成19年3月に学校づくりの指針となる「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定し、学校規模の適正化を図ってきたところであります。これまで西部地域や中仙地域の一部の学校再編を行ってまいりました。現在、教育委員会内に「中仙・太田地域学校再編庁内検討会議」を設置し、中仙地域と太田地域の今後の学校再編について検討を重ねているところであります。

今年度は、教育委員会として学校の場所や規模、形態について調査研究しておりますが、来年度は市長部局も含めて検討した上で、地域住民等に方向性を示していきたいと考えております。

次に、給食事業の経費削減と将来的事業規模及びその方向性につきましては、学校給食事業特別会計は大きく二つの内容から成り立っております。一つは保護者からの納付金であり、食材費に充てております。もう一つは一般会計からの繰入金であり、施設全般の維持管理費等に充てております。したがって、児童・生徒数の減少に伴い、食材費の部分の予算は縮小することになります。

一方、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、令和8年度に「学校給食総合センター」「西部学校給食センター」「東部学校給食センター」の3センター体制とする計画としております。現在の5カ所から3カ所体制となることにより、経年劣化による施設や厨房設備の修繕及び更新費用も軽減されるため、令和8年度以降は年間3,000

万円程度の経費削減を見込んでおります。

こうした要因により、学校給食事業特別会計予算は縮小となりますが、人口減少や少子化に見合った体制が構築され、将来にわたり給食の安定供給ができるものと考えております。

次に、保護者納付金の在り方の検討については、子育て支援制度等検討会議において給食費の無償化も議題としており、市教育委員会として無償化の幾つかの具体的な例を挙げて協議をしているところであります。引き続き、子育て支援制度等検討会議において協議することとしておりますので、支援制度全体の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○14番（本間輝男） 市長に再質問いたします。

この問題の提起は、市長にとって難題であり、将来の大仙市の財政を考察しながらも避けては通れない少子化対策を考慮するならば、いつかは思考し、決断すべき事項と思料されます。当然この問題は、国・県よりの財源確保が担保されることが最良と思料されますが、市民は「わかりやすい行政」、そして「市民のための行政」を囑望しております。今こそ給食費無料化への道筋を提示すべきであり、保護者にとって最も分かりやすい「子育て支援」と確信し、市長の答弁に期待をいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

学校給食費の無償化自治体が増えているという状況は、私も承知しております。ただ、今回は地方創生臨時交付金を充てての無償化というのが大分多くなっているということで、その地方創生臨時交付金がなくなった場合どうなるんだということが心配されているところであります。

そんな中で大仙市の小・中学校の児童・生徒の保護者の皆さんが納めている学校給食費は約2億5,000万円というふうに認識しております。この額をですね、全額一般財源で立て替えると、いわゆる無償化をすると、この額は今の大仙市の財政運営にとっては大変大きな額と言わざるを得ません。財政運営そのものに、また、他の事務事業に

影響を与えかねない、そのくらいの額であるというふうに思っております。ですから、先程来、教育長からも答弁ありましたように、子育て支援制度等検討会議で、慎重に今、具体的な例を基に検討しているということでありました。そういった事情からというふうにご理解いただきたいと思います。もちろんこの無償化によつてのメリットも多々あるということは十分承知しているところでありますので、検討会議の中で、こういった形で実現できるか、実現余地があるのかどうか、そうしたことをですね検討していただきたいというふうに私も思っているところです。

国におきましては、今の異次元の少子化対策の中で、最近あまり報道されなくなってきましたけれども、子育て支援の予算倍増というような形の中で、一つの情報では、学校給食費については国で負担すべきでないかというような議論もあるというふうに承知しております。そうした国の動向を見極めながらですね、引き続きこの子育て支援制度等検討会議で継続して検討して、そして判断をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、4番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 最後の質問の地域振興事業（地域枠）の検証と方向について伺います。

平成17年の合併時に、市民との協働のまちづくりを一体的に推進するため、旧市町村単体に地域協議会を発足させ、翌18年には地域の抱える諸課題の解消を目指して、地域振興事業、通称「地域枠予算」が計上され、地域づくりと活性化、そして、人づくり、ものづくり等に生かされております。

この地域枠予算は、大仙市単独のものであり、合併に伴う各地域の積み残し部分の解決要素も含め、大仙市の均衡ある発展を目指したものであると考えます。

財源は、市債が大半を占め、残りの部分を一般会計より充当しております。

さて、先般、地域活動応援課よりの資料によると、コロナ感染状況以前の令和元年度決算では、大仙市全体で9,450万円余りの予算を「行政主導型」「市民協働型」「市民主導型」「イベント応援型」「ひとづくり・ものづくり」の5区分に設定し、地域活動事業に活用された実績にあります。しかし、コロナ禍の令和2年度予算執行率は48パーセント、令和3年度ではイベント応援の縮小により61パーセントと低下し、

地域協議会への委員出席率も大幅に減少し、二つの地域では50パーセント台の数字にあり、事業が低迷する状況にあります。

令和3年度決算の問題と課題として、自立に結びつける支援と制度周知の必要性、補助水準の検討が求められ、マンネリ化防止のためのヒアリングや助言が必要としております。コロナ感染状況が見通せず、難しい判断を求められる中、令和5年度、6,906万円余りの予算計上ではありますが、実行される地域に密着した独特の性質を持つ、ある意味分かりにくい予算執行にあり、その実態と検証が可視化されにくい事業と思料されます。この事業は、単年度決算方式ではありますが、財源を市債で確保していること、人口減少・少子化、そして高齢化率の向上等の状況を大仙市の転換期と捉えるならば、原点に立ち返り、検証と事業の方向性を考慮すべき時期と捉えます。

そこで質問の第1点は、この事業をどのように評価し、各地域協議会と十分なる検証を行った事実があるのかお伺いいたします。

第2点は、財源も含め、事業の方向性と継続性の在り方を、どのように捉えているのかお尋ねいたします。

第3点は、市民の皆様いかに事業を周知し、その経済効果の向上と、より豊かな地域づくりに取り組む強い姿勢にあるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 4番の項目に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 質問の、地域振興事業の検証と方向についてお答え申し上げます。

はじめに、事業の評価と各地域協議会との検証についてでございますが、本市では、合併後、旧市町村を単位とした地域自治区に地域協議会を設置するとともに、地域振興事業、いわゆる地域枠予算を創設し、地域の活性化と地域が抱える課題の解決等に向けて、市民の皆様と行政との協働によるまちづくりを推進してまいりました。

この地域枠予算の実施により、地域住民の皆様が連携し、自主的・主体的に行う地域づくり活動の活性化が着実に図られてきたものと認識しており、その効果検証や今後の本事業の在り方についても、地域協議会の皆様と共に協議を重ねてきたところでございます。

こうした取り組みの中、令和2年度には事業の迅速化と効率化を図るため、地域協議会による地域枠予算の審査と承認可否を廃止するなどの見直しを行っておりますが、引き続き効果の高い事業となるよう努めているところでございます。

次に、財源と事業の方向性・継続性の捉え方についてであります。本事業は、市民と行政とのパートナーシップの基盤となる「協働のまちづくり」を進めていくことを目的に、地域課題の解消に向けて、自主的かつ主体的に取り組もうとする皆様を応援する予算として、これまで各地域において実施する創意に富んだ特色ある事業に対し、過疎対策事業債ソフト事業分や地域振興基金繰入金を活用してきたところであります。

しかしながら、制度創設から十数年を経た現在、大きく変化している社会情勢などに鑑みますと、制度運用の検証が必要であると認識しており、今後、ガイドラインの見直しを図りながら、その徹底や事業精査などを進めてまいりたいと考えております。

また、財源についても、過疎ソフトは交付税算入のある有利な財源とはいえ借入金であること、地域振興基金についても、そのほとんどが合併特例債を財源に積み立てしてきたものであることなどを考慮し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、事業の周知と取り組む姿勢につきましては、広報やホームページによる制度のPRに加え、活用事例の紹介などにより周知を図るとともに、対象事業のポスターやパンフレット等に地域枠予算を活用した旨を表記していただくなど、地域活動と連携した制度周知に努めているところであります。

地域枠予算は、その趣旨から、議員ご指摘の経済効果の向上に直接結びつく事業ばかりではございませんが、人的交流の創出と地域の活性化に資する有効な取り組みであると捉えており、今後も魅力ある持続可能な地域づくりに向けた施策の一つとして、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○14番（本間輝男） 拙い意見、長々と申し上げて大変恐縮でした。執行側である市の皆さんには、大変ありがとうございました。これで終わります。

○議長（後藤 健） これにて14番本間輝男議員の質問を終わります。

【14番 本間輝男議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る明日3月8日、本会議第4日を定刻に開議いたしま

す。

大変お疲れさまでした。

午後 1時51分 散 会

